

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の一の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年厚生労働省告示第七号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十一条の六）</p> <p>第五節・第六節 （略）</p> <p>第五章～第七章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポートージャー方式、標準方式又は期待エクスポートージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十一条の三）</p> <p>第五節・第六節 （略）</p> <p>第五章～第七章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条までに定めるところによりカレント・エクスポートージャー方式、標準方式又は期待エクスポートージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>
<p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポートージャー方式、標準方式又は期待エクスポートージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>	<p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条までに定めるところによりカレント・エクスポートージャー方式、標準方式又は期待エクスポートージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>

		2 (略)
3	標準的手法採用金庫が第五十二条から第五十三条の六までに定めることにより期待工クスポートージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待工クスポートージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。	
4	標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十二条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。	
1・二 (略)		
	(期待工クスポートージャー方式)	
第五十三条	標準的手法採用金庫は、金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合に、期待工クスポートージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。	
2	標準的手法採用金庫が期待工クスポートージャー方式を用いる場合は、ネットティング・セッティングとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EEPは第一号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EEPは第二号に掲げる算式により算出される。すなわち、	
1 与信相当額 = $\times$ 実効EEP		
は、1. 4. ただし、カウンター・パートナーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的		

な を用いることとする。

$$\overline{\text{実効 EPE}} = \frac{\sum_{k=1}^n \text{実効 EET}_k \times t_k}{t_n}$$

ηは、エクスポート・エクスボージャーの額を計測する将来の時点  $t_k$  のうち、  
一年を超えない最後の時点を  $t_n$ としたときのη

$$t_k \text{ は、 } t_k - t_{k-1}$$

$$\text{III 実効 EET}_k = \max(\text{実効 EET}_{k-1}, \text{EET}_k)$$

EET<sub>k</sub>は、将来の時点  $t_k$ における、内部モデルにより推計されたエクスポート・エクスボージャーの額の平均（以下「期待エクスポート・エクスボージャー」という。）。ただし、実効 EET<sub>0</sub>はカレント・エクスポート・エクスボージャー（期待エクスポート・エクスボージャーの算出の対象となるネットディング・セグトに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットディング・セグトに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零の大きい方をいう。第百三十三条第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一句に規定するところ、次に掲げる要件を満たしてこの場合は、黒田に報告するに依る。  
ただし、推計したが一・一に付し回ぬれば、せ一・一に付ぬ。  
が、すべての監督権手方にかかるエクスポート・エクスボージャーに係る総資本（リスク管理、資本配置、業績評価その他の内輪管理において利用されてくる資本を二つ。ストリートに係るおこり回り。）の額をEPEを融資残高とみなった場合の経済資本の額で除した値じつて推計せねばならぬ。ただし、EPE並次に掲げる算式によつて算出される値とする。

(新設)

$$EPE = \frac{\eta}{\sum_{k=1}^{n-1} E E_{t_k} \times t_k}$$

ηは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点  $t_k$  のうち、一年を超えない最後の時点を  $t_n$ としたときのη

$$t_k | \text{は、 } t_k - t_{k-1}$$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

(新設)

4 標準的手法採用金庫は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第一二項第二号に規定する実効  $E E_{t_k}$  に代えて、 $E E_{t_n}$  を用いることにより同項第一号に規定する実効 EPE を計測する方法を使用することができ。

5 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げ

(新設)

の額のうち、こゝから手数料を除く預貸料の実効 E P E

がある方法を使用するにじがだれ。

〔 閲值 (マーク・トゥ・カーメン) 〕 は、取引相手から取つて担保の提供の請求権が発生する時点から保証料にかかるトクスピーバイヤーの額をこゝ。〕 に次に預金の算式によつて算出されたアーベンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{t_m} - E E_{t_0}$$

$E E_{t_m}$  は、リスクのマージン期間 (マージン・アグリーメント) に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットディング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットディング・セットについては十営業日を下回らないものとする。〕 内における最後の時点の期待エクスボージャー

$E E_{t_0}$  は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスボージャー

〔 マーベル・トゥ・カーメンの影響を除いた場合の実効 E P E

(承認申譲書の欄)

第十五條の二 預貸料の実効 E P E の使用について前条第一

(新設)

項の承認を受けようとする金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一| 名称

二| 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2| 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

い。| 一| 理由書

二| 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三| 期待エクスボージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四| 期待エクスボージャー方式実施計画

五| その他参考となるべき事項を記載した書類

3| 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 期待エクスボージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二| 期待エクスボージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十三条の三 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスボージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポートの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポート管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていくこと。

二 期待エクスポートの管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスポート方式の適用対象となるエクスポートの額と期待エクスポート計測モデルから算出される期待エクスポートの比較の結果に基づき、期待エクスポート計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（期待エクスポート計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポートの額と期待エクスポートの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポートの正確性が、期待エクスポート管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポート計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポート計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつてリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事

項を含まなければならない。

イ|期待エクスポートボージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ|第一号に定めるバック・テストティングに加え、金庫のポートフォリオと期待エクスポートボージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ|仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポートボージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。

五|理事（法第三十二条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポートボージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六|期待エクスポートボージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七|期待エクスポートボージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八|期待エクスポートボージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九|金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポートボージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十一 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポート・ジャーメンテーションモデルに及ぼす影響を検証していること。

と。

十二 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十三 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 を独自に推計している場合は、第五十三条第二項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待エクスポート・ジャーメンテーション方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
  - 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
  - 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

(新設)

**第五十三条の五** 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待工クスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第一号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(段階的適用等)

**第五十三条の六** 期待工クスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待工クスボージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待工クスボージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント・エクスボージャー方式又は標準方式を適用する旨を第五十三条の一第一項第四号に掲げる期待工クスボージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待工クスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセツトの額を算出するに当たつて重要な派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、カレント・エクスボージャー方式又は標準方式を適用することができる。

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

**第八十二条** (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

**第八十二条** (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二（略）

三 標準的手法採用金庫の理事がレポ形式の取引に係るエクスポート  
ジヤー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

一・二（略）  
三 標準的手法採用金庫の理事（法第二十四条第一項に規定する理  
事をいつ。以下同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスポートジヤ  
ー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四～六（略）

3・4（略）

（事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD）

第一百三十二条（略）

2～4（略）

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエク  
スポートジヤーのEADについて準用する。この場合において、「標準的  
手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替  
えるものとする。

（マチヨリティ）

第一百三十三条（略）

2～5（略）

6 内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD  
について第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用してい  
る場合は、事業法人等向けエクスポートジヤーの信用リスク・アセッ  
トの額の算式に用いるマチヨリティは、第一号に掲げる算式により  
算出された実効マチヨリティとし、同号に掲げる実効EE<sub>tk</sub>は第二

一・二（略）

三 標準的手法採用金庫の理事（法第二十四条第一項に規定する理  
事をいつ。以下同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスポートジヤ  
ー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四～六（略）

3・4（略）

（事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD）

第一百三十三条（略）

2～4（略）

5 第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポート  
ジヤーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法  
採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替える  
ものとする。

（マチヨリティ）

第一百三十三条（略）

2～5（略）

（新設）

叶上體の算出が可能である。ただし、保険料率の  
トータルは、保険料率の算出に用いられる保険料率の  
合計。

$$\overline{d f_k} = \frac{\sum_{k=1}^m d f_k}{\sum_{k=1}^m t_k}$$

$t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$   
 $d f_k$ は、将来の期間  $t_k$ におけるリスクフリー・レートによる割  
引率

$E E_{t_k}$ は、将来の時点  $t_k$ における期待エクスポージャー。ただ  
し、 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャー。

$m$ は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点  $t_k$ のうち、  
一年を超えない最後の時点を  $t_m$ としたときの  $m$

$n$ は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点  $t_k$ のうち、  
満期の時点を超えない最後の時点を  $t_n$ としたときの  $n$

$$\overline{d f_k} = \max(\text{実効 } E E_{t_{k-1}}, E E_{t_k})$$

実効  $E E_{t_0}$ は、カレント・エクスポージャー

(コトニ回計画モデル-GEAD)

第4回十條（盤）

2~4（盤）

(コトニ回計画モデル-GEAD)

第4回十條（盤）

2~4（盤）

5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポートのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(エクスポートの厚さ(丁))

第二百三十六条(略)

2 エクスポートの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポートの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(エクスポートの厚さ(丁))

第二百三十六条(略)

2 エクスポートの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポートの計算においては第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポートのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。